

令和4（2022）年度  
事業計画書

令和4（2022）年4月1日から  
令和5（2023）年3月31日まで

公益財団法人フィットネス21事業団

# 目 次

## 令和 4 (2022) 年度 事業計画書

はじめに	1
〔Ⅰ〕公益目的事業	
1 障がい者のスポーツ支援事業	2
(1) スポーツ教室等の開催	
(2) 競技力向上練習会等の開催	
(3) スポーツ大会への指導者派遣	
(4) スポーツ大会、記録会等のスポーツイベントの開催	
(5) 参加者交流イベント等の開催	
(6) 指導者、ボランティア養成講習会等の開催	
(7) 障がい者スポーツ関連の講習会等へ指導者派遣	
(8) 講習会・相談会等の開催	
(9) 障がい者施設の管理運営（指導者派遣）	
2 スポーツ、健康運動教室等事業	4
(1) 各種スポーツ教室等の開催	
(2) 競技力向上、参加者交流のためのスポーツイベント	
(3) 健康づくり講習会の開催	
(4) トレーニングの指導	
(5) 体育・スポーツ施設の貸与（管理運営）	
3 スポーツの普及振興事業	7
(1) 講習会等への講師派遣事業	
(2) スポーツ団体等への助成事業等	
〔Ⅱ〕収益事業	
1 利用者の福利厚生事業	8
(1) 自動販売機の設置	
(2) スポーツ用品等の販売	
(3) 駐車場の管理	
(4) その他	
2 施設管理・指導業務等	8
(1) 体育・運動指導等	
(2) 併設施設の管理運営	
(3) その他の事業	

## はじめに

令和3年4月25日から3度目の緊急事態宣言発出で年度がスタートし、令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響で、社会経済活動に大きな制約を受けました。

4/25～6/20の約2ヶ月間、管理運営するスポーツ施設は、すべて休館し、その後も事業の中止、規模の縮小を余儀なくされる事態となりました。

令和4年度においても不安な状況が続きますが、こうした時期こそ運動・スポーツの実践により、心身の健康づくりの大切さをこれまで以上に住民の方々に広め、安心安全な運動・スポーツの場、機会の提供が必要ではないかと考えます。

『障がい者のスポーツ支援事業』については、この2年間、大阪府と堺市の障害者スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会が中止となっており、他のほとんどの障がい者スポーツ競技大会・記録会・練習会等が中止せざるを得ない状況になりました。

令和4年度は、感染防止対策を徹底し、より安心安全な開催方法を模索して、大阪府立障がい者交流促進センター、稲スポーツセンター、堺市立健康福祉プラザを中心に多くの方々に参加いただけるよう事業を積極的に展開してまいります。

また『スポーツ、健康運動教室等事業』も、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、利用者・受講者が大幅な減少傾向にあります。感染防止対策に万全を期しながら事業を展開していくとともに、新たなプログラムの提供等により新規利用者・受講者獲得に努力してまいります。

こうした事業を展開する指定管理施設のうち、令和5年3月末に指定期間が満了する大阪府立障がい者交流促進センター、稲スポーツセンターは、年度前半にも次期指定管理者が公募される予定です。引き続き指定を受けるべく準備を進めていきます。あわせて、近隣府県を含めた自治体の公募状況等を注視しながら、指定管理及び受託事業等の新たな事業の獲得にも一層努力してまいります。

なお、収益事業の柱となっていた受託事業が令和4年3月で期間満了となりましたが、それに代わる事業の獲得に努力してまいります。

また、複数の施設で天井改修等の大規模改修工事による臨時休館、休業が予定される他、電気、ガス料金の大幅値上げが予想されるなど、安定的な運営を妨げる要素が多々あり、様々な制限、制約を受ける中で、安全な運動実践のための手法を模索して事業を展開するとともに、安定的な収益の確保、最適な事業経費の執行に努め、適正な法人運営に努めてまいります。

## 〔I〕 公益目的事業

スポーツを通じて人びとの健康増進や体力づくりに寄与する、次の公益目的事業を新型コロナウイルス感染拡大防止対策に万全を期して実施します。

### 1 障がい者のスポーツ支援事業

障がいを有する方々に体育・スポーツが果たす健康増進やリハビリテーション、自己啓発、コミュニケーション等の役割を通して支援するために、障がいの種別や内容、運動能力や体力の違いなどに応じたスポーツ教室等を開催するとともに、誰もが気軽に体育・スポーツ活動に親しむ機会を提供し、障がい者・健常者の共生社会の形成に寄与する事業を実施します。

#### (1) スポーツ教室等の開催

障がい特性に応じたプログラムにより、障がい者(児)が気兼ねなくスポーツを楽しみ、また、リハビリテーションや障がいの有無を超えて健康増進にいそしむためのスポーツ教室、スポーツ体験教室等を大阪府立障がい者交流促進センター、大阪府立稲スポーツセンター、堺市立健康福祉プラザほかの施設で開催します。

#### (2) 競技力向上練習会等の開催

各種障がい者スポーツ大会等へ参加を目指すアスリートの育成及びサポートスタッフを養成するため、各種競技ごとの強化練習会や選手育成練習会等を開催します。

#### (3) スポーツ大会への指導者派遣

国や地方公共団体等が実施する全国障害者スポーツ大会等の各種障がい者スポーツ大会に、主催者等からの要請に基づき、選手団の引率、審判、コーチなどの役割を担って、障がい者スポーツ指導員の資格を有する指導員を派遣します。

#### (4) スポーツ大会、記録会等のスポーツイベントの開催

障がい者を対象とした陸上競技記録会、水泳記録会等の各種競技ごとのスポーツ大会、記録会や、障がい者との交流を目的とした『千葉すずさんに学ぼう』などのスポーツイベント等を大阪府立障がい者交流促進センター、堺市立健康福祉プラザを中心に開催します。

#### (5) 参加者交流イベント等の開催

障がい者の社会参加や自然体験、障がい者と健常者の交流促進を目的としたイベント等を開催します。

(6) 指導者、ボランティア養成講習会等の開催

障がい者スポーツを支える人的能力（マンパワー）を養成するため、初級・中級障がい者スポーツ指導員養成講習会の開催や、障がい者スポーツサポーター、スポーツボランティアを養成する講習会等を開催します。

(7) 障がい者スポーツ関連の講習会等へ指導者派遣

近隣府県を含む自治体、教育委員会、学校、地域団体等各種機関が実施する障がい者スポーツに関連する講習会、教室、講演会等へ主催者等からの要請に基づき、障がい者スポーツ指導員の資格を有する指導員を派遣します。

(8) 講習会・相談会等の開催

障がいを有する方々が、より安全かつ適切にトレーニングするための講習会や健康セミナーなど講演会の開催、健康、運動、スポーツ、体力づくりなど、障がい者の生活全般に及ぶ相談会等を開催します。

(9) 障がい者施設の管理運営（指導者派遣）

共同事業体が指定管理者となる障がい者のためのスポーツ施設である大阪府立障がい者交流促進センター、堺市立健康福祉プラザに構成員として、障がい者スポーツ指導員の資格を有する指導員を配置（派遣）し、適切な施設運営を実施します。

また、社会福祉施設である大阪府立稲スポーツセンターにも障がい者スポーツ指導員の資格を有する指導員を配置し、適切な施設運営を実施します。

施設名	施設概要
堺市南区 大阪府立障がい者交流促進センター (指定期間：2018～2022年度)	・温水プール 25m×5レーン ・体育館 821 m <sup>2</sup> ・アーチェリー場 30m×5立 ・トレーニング室 278 m <sup>2</sup> (車いす対応) ・グラウンド 13,000 m <sup>2</sup>
箕面市稲 大阪府立稲スポーツセンター (指定期間：2020～2022年度)	・体育室 639.2 m <sup>2</sup> ・トレーニング室 49.3 m <sup>2</sup> ・多目的室 96.5 m <sup>2</sup> ・会議室 95.4 m <sup>2</sup>
堺市堺区 堺市立健康福祉プラザ スポーツセンター (指定期間：2022～2026年度)	・温水プール 25m×5レーン ・体育室 687 m <sup>2</sup> ・トレーニング室 168 m <sup>2</sup> (車いす対応)

## 2 スポーツ、健康運動教室等事業

ひろく地域住民を対象に年齢や性別、運動能力や体力の違いなどに応じたスポーツ・健康運動教室等の開催やトレーニング指導を行い、誰もが気軽に体育・スポーツ活動に親しむ機会を提供し、地域住民の健康増進・体力づくり等を支援する事業を、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を万全に期して実施します。

### (1) 各種スポーツ教室等の開催

高齢者、青少年、幼児、親子などすべての世代の人びとが、健康でいきいきとした生涯をおくるために、運動能力や体力の違い等に応じて、誰もが気軽に体育・スポーツ活動に親しむための各種スポーツ教室等をプール、スタジオ、体育場等で展開します。

### (2) 競技力向上、参加者交流のためのスポーツイベント

誰もが気軽にスポーツに親しむ機会を提供するため、施設の無料開放や競技スポーツ開放 DAY の開催、オータムチャレンジスポーツの日に合わせた健康づくりのイベントなど、多彩な競技会やスポーツイベントを実施します。

### (3) 健康づくり講習会の開催

地域のスポーツ愛好家や健康づくりに関心のある幅広い層を対象に、スポーツ活動中の事故防止や事故が発生した場合の救急処置法など、また、熱中症予防や着衣水泳の講習会等を開催します。

### (4) トレーニングの指導

施設のトレーニング室に専門の指導員を配置して、トレーニング機器を利用した体力づくり、健康づくりに励む利用者を対象に、利用者個々の年齢や体力に応じた運動プログラム（運動カルテ）の作成、講習と技術指導や助言、相談に応じます。また、小学校やPTAなど地域の各種団体からの要請に応じて、健康づくり、体力づくり等についての出前指導を実施します。

### (5) 体育・スポーツ施設の貸与（管理運営）

設置する府、市から指定管理者の指定を受けた体育・スポーツ施設を、条例に基づく公の施設として、地域住民の誰もがスポーツ活動に親しみ、健康増進、体力づくりに取り組めるよう、施設の利用促進、維持管理を行います。

大阪市立東淀川体育館、東住吉スポーツセンター及び住之江屋内プールの3施設は、ネーミングライツパートナー企業となり、事業団の名称を掲げて事業を実施します。

(注1) **太字**はネーミングライツ施設

施設名	施設概要
大阪市東淀川区 大阪市立東淀川屋内プール (指定期間：2019～2023 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温水プール 25m×8レーン</li> <li>・幼児プール、流水プール、ウォータースライダー、ジャグジープール</li> <li>・浴室、サウナ室</li> <li>・トレーニング場 ・スタジオ</li> </ul>
大阪市東淀川区 <b>フィットネス 21 東淀川体育館</b> (指定期間：2019～2023 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育場 1,269 m<sup>2</sup></li> </ul>
大阪市東淀川区 大阪市立東淀川スポーツセンター (指定期間：2019～2023 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1体育場 1,222 m<sup>2</sup></li> <li>・第2体育場 364 m<sup>2</sup></li> <li>・多目的室 78 m<sup>2</sup></li> </ul>
大阪市淀川区 大阪市立淀川スポーツセンター (指定期間：2019～2023 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1体育場 855 m<sup>2</sup></li> <li>・第2体育場 380 m<sup>2</sup></li> <li>・多目的室 105 m<sup>2</sup></li> </ul>
大阪市西淀川区 大阪市立西淀川屋内プール (指定期間：2019～2023 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温水プール 25m×5レーン</li> <li>・幼児プール、ワールプール、採暖室</li> <li>・トレーニング室 ・スタジオ</li> </ul>
大阪市此花区 大阪市立此花屋内プール (指定期間：2019～2023 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温水プール 25m×3レーン</li> <li>・幼児用プール、ジャグジー、採暖室</li> <li>・トレーニング室 ・スタジオ</li> </ul>
大阪市住之江区 <b>フィットネス 21 住之江屋内プール</b> (指定期間：2019～2023 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温水プール 25m×8レーン</li> <li>・ガーデンプール</li> </ul>
大阪市住之江区 大阪市立住之江スポーツセンター (指定期間：2019～2023 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1体育場 660 m<sup>2</sup></li> <li>・第2体育場 178 m<sup>2</sup></li> </ul>
大阪市東住吉区 <b>フィットネス 21 東住吉スポーツセンター</b> (指定期間：2019～2023 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1体育場 1,271 m<sup>2</sup></li> <li>・第2体育場 375 m<sup>2</sup></li> <li>・多目的室 106 m<sup>2</sup></li> <li>・会議室</li> </ul>

施設名	施設概要
大阪市西区 大阪市立西屋内プール (指定期間：2019～2023 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温水プール 25m×8 レーン</li> <li>・幼児プール、ジャグジープール</li> <li>・トレーニング場 ・スタジオ</li> <li>・会議室</li> </ul>
大阪市阿倍野区 大阪市立阿倍野屋内プール (指定期間：2019～2023 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温水プール 25m×8 レーン</li> <li>・幼児プール、ジャグジープール</li> <li>・トレーニング場 ・スタジオ</li> </ul>
高槻市芝生町 高槻市立市民プール (指定期間：2019～2023 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外プール 50m×9 レーン</li> <li>・屋内（温水）プール 25m×7 レーン</li> <li>・流水プール、リラクゼーションプール、キッズプール、ジャグジー</li> <li>・フィットネスルーム 178 m<sup>2</sup></li> <li>・多目的室（スタジオ） 137 m<sup>2</sup></li> </ul>
(再掲) 堺市南区 大阪府立障がい者交流促進センター (指定期間：2018～2022 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温水プール 25m×5 レーン</li> <li>・体育館 821 m<sup>2</sup></li> <li>・アーチェリー場 30m×5 立</li> <li>・トレーニング室 278 m<sup>2</sup> (車いす対応)</li> <li>・グラウンド 13,000 m<sup>2</sup></li> </ul>
(再掲) 箕面市稲 大阪府立稲スポーツセンター (指定期間：2020～2022 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育室 639.2 m<sup>2</sup></li> <li>・トレーニング室 49.3 m<sup>2</sup></li> <li>・多目的室 96.5 m<sup>2</sup></li> <li>・会議室 95.4 m<sup>2</sup></li> </ul>
(再掲) 堺市堺区 堺市立健康福祉プラザ スポーツセンター (指定期間：2022～2026 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温水プール 25m×5 レーン</li> <li>・体育室 687 m<sup>2</sup></li> <li>・トレーニング室 168 m<sup>2</sup> (車いす対応)</li> </ul>

大阪市立東淀川体育館が令和4年2月から12月まで、西屋内プール、東住吉スポーツセンターが令和4年8月から令和5年3月まで、天井改修工事のため、臨時休館することになっています。

また、住之江屋内プール、阿倍野屋内プールが、設備改修工事のため、2ヶ月程度（時期未定）臨時休館することになっています。

### 3 スポーツの普及振興事業

体育・スポーツ活動が、心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養するという役割を広めるため、各種団体が実施する講習会へ講師を派遣するほか、スポーツを振興する団体に助成を行います。

#### (1) 講習会等への講師等派遣事業

健康づくり講習会等を実施する地方自治体、教育委員会、学校、スポーツ団体等から要請を受け、専門の講師・指導員を派遣します。

#### (2) スポーツ団体等への助成事業等

ひろく地域住民の健康増進や体力づくりに寄与すると考えられるスポーツ団体等が実施する大会やイベント等の事業に対し、主催者からの申請に基づき、審査委員会の審査を経て助成金を交付するほか、後援名義の交付を行います。

## 〔Ⅱ〕 収益事業

公益目的事業の推進に寄与する事業として、次の収益事業を行います。

### 1 利用者の福利厚生事業

指定管理者として管理運営する施設において、施設利用者の利便向上を図るため、次の福利厚生事業を行います。

- (1) 自動販売機の設置 … 清涼飲料水、軽食等の自動販売機を設置します。
- (2) スポーツ用品等の販売 … プロショップを設け、水着、ゴーグル、キャップ等のスポーツ用品等を販売します。
- (3) 駐車場の管理 … 有料駐車場を併設する施設で駐車場の管理運営業務を行います。
- (4) その他 …
  - ・ 大阪市内の施設で、壁面広告掲示板を設置します。
  - ・ シューズ、キャップ、ロッカー等のレンタルを実施します。
  - ・ 大阪市内のスポーツセンター等で、コピーサービスを行います。

### 2 施設管理・指導業務等

施設設置者又は施設管理者から体育・スポーツにかかる業務及び付随する業務の委託を受け、利用者に対する指導、助言や体力づくり教室の運営及び施設の管理運営業務等を行います。

#### (1) 体育・運動指導等

##### ア 地方自治体の体育施設における体力づくり教室の運営

自治体や自治体から指定を受けた指定管理者からの委託を受け、体育施設で障がい者スポーツ講習会や幼児体育教室などの体力づくり教室を運営します。

##### イ 地方自治体や各種団体の健康づくり教室における運動指導

地方自治体や各種団体からの委託を受け、健康づくり事業や介護予防事業等の運動指導を行います。

ウ 教育委員会・小中学校の児童・生徒の体力運動能力向上支援  
市区教育委員会からの委託を受け、小中学校の体育の授業を行います。

エ 各種学校における体育指導（水泳指導を含む）  
障害者職業能力開発校や各種学校等からの委託を受け、児童・生徒等を対象に体育指導等を行います。

(2) 併設施設の管理運営

指定管理施設に附属する普通財産施設の貸館業務（駐車場を含む。）、料金徴収業務及び施設・設備の保守業務等を行います。

(3) その他の事業

ア 競技力向上のための大会参加事業

地域の水泳教室受講者のうち、技術の優れた受講者を各種水泳大会・記録会に参加させます。

イ 運動・競技愛好家の交流事業

小・中学生を対象とした水泳記録会やキッズダンスフェスタ、愛好家を対象とした卓球交流会を開催します。